

重要事項説明書

長等の里 通所介護事業所
(デイサービスセンター)

【第一号通所事業】

社会福祉法人 幸寿会

指定介護予防・日常生活支援総合事業

第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
（大阪市指定 第2570100327号）

当事業所はご利用者に対して介護予防通所介護相当サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容について、ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として「事業対象者」と認定された方が対象となります。事業対象者の認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆ 目次 ◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 通常の事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の配置状況	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. 緊急時及び事故発生時の対応方法	8
7. 苦情の受付について	8
8. サービスの第三者評価の実践状況について	9
9. その他	9

（令和6年5月1日改定）

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 幸寿会
- (2) 法人所在地 滋賀県大津市月輪 1 丁目 1 2 番 8 号
- (3) 電話番号 077-547-0950
- (4) 代表者氏名 理事長 坂口 昇
- (5) 設立年月 平成 10 年 9 月 16 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 第 1 号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）
平成 29 年 4 月 1 日 大津市指定 第 2570100327 号

- (2) 事業の目的

事業対象者として認定を受けた高齢者に対し、事業所の生活相談員または、看護職員、介護職員等の従事者（以下「通所介護従事者」という）が、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、適正な指定介護予防通所介護を提供することを目的とする。

- (3) 事業所の名称 長等の里通所介護事業所
- (4) 事業所の所在地 滋賀県大津市神出開町 260-9
- (5) 電話番号 077-510-0017
- (6) 事業所長（管理者） 大下 博也
- (7) 事業所の運営方針

- ① 本事業所は、事業対象者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。
- ② 事業の実施にあたっては、関係市町村、介護予防生活支援サービス事業者、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- ③ ご利用者の人権擁護、虐待防止を掲げ、その為に責任者を設置し、本事業所に勤務する職員に対し研修機会を設けます。
- ④ 本事業所を運営する法人役員及び事業所の管理者、従業員は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）であってはならず、加えて本事業所の運営について、暴力団員の支配を受けてはならないものとします。

- (8) 開設年月 平成 12 年 4 月 1 日
- (9) 利用定員 35 人（月～土）

3. 通常の事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域

大津市内の長等・藤尾・逢坂・滋賀・中央の5学区

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月～土
定休日	日曜日、年末年始（12月31日～1月3日）
営業時間	月～土 8：30～17：30
サービス提供時間	月～土 9：30～16：35

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定介護予防通所介護サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	職務内容	配置人数	指定基準
管理者	従業員・業務の管理 介護予防通所介護計画の管理	1名（兼務）	1名（兼務可）
生活相談員	利用者や家族の相談対応 サービス実施のための連絡調整 介護予防通所介護計画の作成	2名以上（1名兼務）	1名
看護職員	利用者の健康管理	2名以上（1名兼務）	1名
介護職員	介護予防通所介護計画に基づいた利用者の支援・介助	5名以上	5名
機能訓練指導員	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を実施	2名以上（兼務）	1名（兼務可）

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下のような種類があります。

- | |
|--|
| (1) 利用料金が介護保険または総合事業から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合 |
|--|

(1) 介護保険または総合事業の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（9割、8割または7割）が介護保険または総合事業から給付されます。

〈サービスの概要〉

- ◇ 共通的服务

利用者が自立した生活を送るために、能力に応じて食事・入浴・排泄などの必要な介助を行います。

① 食事（ただし、食材料費等は別途いただきます。）

当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

（食事時間） 12：30～13：30

② 入浴

入浴または清拭を行います。

③ 排泄

ご利用者の排泄の介助を行います。

④ 機能訓練

機能訓練担当職員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 生活相談

介護、健康、栄養、食事、リハビリ等の相談に応じます。

⑥ レクリエーション

遊んだりレクリエーション等のレクリエーションを実施します。

⑦ 健康チェック

看護職員等が健康管理を行います。

⑧ 送迎

ご自宅と事業所間の送迎を行います。

〈サービスの利用頻度〉

利用する曜日や内容等については、介護予防相当サービス計画に沿いながら、ご利用者と協議の上決定し、介護予防通所介護相当サービス計画に定めます。

ただし、利用者の状態の変化、介護予防相当サービス計画に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

〈サービス利用料金（1回あたり）〉

下記の通り、サービス利用料金から介護保険または総合事業から給付される除いた金額（自己負担額。利用者ごとの負担割合（1～3割）は、介護保険負担割合証に記載されています。）をお支払い下さい。

※下記には1～2割負担の金額を表示します。

◇ 基本料金

※1割自己負担（単位：円）

	通所型 サービス費 Ⅰ	通所型 サービス費 Ⅱ	通所型 サービス費 Ⅲ	通所型 サービス費 Ⅳ
1. サービス利用料 金	4,555	4,671	1 8,789	37,838
2. うち、介護保険 から給付される金 額	4,100	4,204	16,910	34,055
3. サービス利用に 係る自己負担額(1 -2)	455	467	1,878	3,783

※2割自己負担(単位:円)

	通所型 サービス費 Ⅰ	通所型 サービス費 Ⅱ	通所型 サービス費 Ⅲ(月額)	通所型 サービス費 Ⅳ(月額)
1. サービス利用料 金	4,555	4,671	18,789	37,838
2. うち、介護保険 から給付される金 額	3,644	3,736	15,031	30,271
3. サービス利用に 係る自己負担額(1 -2)	911	934	3,757	7,567

※サービス利用料金 2割負担の方は【】で記載しています。

ア. 通所型サービス費Ⅰ 455円【911円】(1回につき)

事業対象者、要支援1、要支援2の者で、ケアプランにおいて週1回程度の利用とされている場合の1月の中で4回までのサービスを行った場合に算定

イ. 通所型サービス費Ⅱ 467円【934円】(1回につき)

事業対象者、要支援1、要支援2の者で、ケアプランにおいて週2回程度の利用とされている場合の1月の中で8回までのサービスを行った場合に算定

ウ. 通所型サービス費Ⅲ 1,878 円【3,757 円】(月額)

事業対象者、要支援 1、要支援 2 の者で、ケアプランにおいて週 1 回程度の利用とされている場合の 1 月の中で 5 回以上ご利用された場合

※法人規定により 5 回目の受け入れはできないため、ご参考程度に記載させていただいております。

エ. 通所型サービス費Ⅳ 3,783 円【7,567 円】(月額)

事業対象者、要支援 1、要支援 2 の者で、ケアプランにおいて週 2 回程度の利用とされている場合の 1 月の中で 9 回以上ご利用された場合

※法人規定により 9 回目の受け入れはできないため、ご参考程度に記載させていただいております

加算料金

* サービス提供体制加算

【1 割負担】	週 1 回程度	週 2 回程度
サービス提供体制加算Ⅰ	91 円	183 円
【2 割負担】	週 1 回程度	週 2 回程度
サービス提供体制加算Ⅰ	183 円	367 円

* 介護職員のうち介護福祉士の割合が 50% 以上

科学的介護推進体制加算 42 円【84 円】(1 回/1 月につき)

イ：利用者ごとの心身の状況等(ADL、栄養面、口腔、嚥下、認知症等)の基本的な情報を厚生労働省に提出していること。

ロ：サービスの提供に当たって、イに規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

介護職員処遇改善加算Ⅰ

所定単位数の合計に 59/1000 (5.9%) を乗じた金額。

介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ

所定単位数の合計に 12/1000 (1.2%) を乗じた金額。

* 介護職員処遇改善加算とは、介護サービスに従事する介護職員の賃金改善と人材確保を目的とし、より良い介護サービスに結び付けるための加算です。

介護職員等ベースアップ等支援加算

介護職員処遇改善加算とは、介護サービスに従事する介護職員の賃金改善と人材確保を目的とし、より良い介護サービスに結び付けるための加算です。

利用総単位数に 1.1% を乗じた額が加算されます。

- ① ご利用者がまだ事業対象者の認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。事業対象者の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険または総合事業から払い戻されます（償還払い）。また、介護予防相当サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ② ご利用者の食事の提供にかかる費用は別途いただきます。（下記（２）①参照）
- ③ 介護保険または総合事業からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

（２）介護保険または総合事業の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

- ① 食事の提供にかかる費用
ご利用者に提供する食事の材料費や調理等にかかる費用です。
料金：１回あたり６５０円（おやつ代を含みます）
※前日１７時以降のキャンセルの場合、お食事代（６５０円）をキャンセル料としていただきます。
 - ② レクリエーション、クラブ活動
ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。
利用料金：必要に応じて材料費等の実費をいただくことがあります。
 - ② 複写物の交付
複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。
料金：１枚につき１０円
 - ③ 日常生活上必要となる諸費用実費
日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。
おむつは、本人持参を原則としますが、不足分については実費負担となります。
 - ④ 嗜好に伴う飲み物の料金
ご利用者の希望により提供した、嗜好に伴う飲み物（コーヒー、紅茶等）の材料費等にかかる費用です。
料金：１杯 １００円（ご利用料金合算請求）
- ☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う２か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、サービス利用月ごとに、お支払い下さい。

ご利用料金は利用月毎に月末に締め切り、翌月20日(銀行休業日は翌営業日)銀行口座から引き落としさせていただきます。

＜ご利用できる金融機関＞ゆうちょ銀行・滋賀銀行・関西みらい銀行

※尚、残高不足等で引き落としが出来なかった場合には、手数料として100円をご負担いただきます(滋賀銀行・関西みらい銀行)。

やむを得ない理由で引き落としができない場合は、ご利用月の翌月25日までに下記指定口座へ振込いただくか、窓口(平日9時～17時)で現金でお支払いください。

*振込手数料はご利用者さま負担となります。

滋賀銀行	本店	普通預金	179380
------	----	------	--------

関西みらい銀行	びわこ営業部	普通預金	620646
---------	--------	------	--------

【名義】 社会福祉法人 幸寿会

(4) 利用の中止、変更、追加

- ① 利用予定日の前に、ご利用者の都合により、介護予防通所介護相当サービスの利用を中止、変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。
- ② 月のサービス利用日や回数については、利用者の状態の変化、介護予防サービス計画または介護予防ケアプランに位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。
- ③ ご利用者の状態の変化等により、サービス提供量が、介護予防相当サービス計画に定めた実施回数、時間数等を大幅に上回る場合には、介護予防支援事業者または介護予防・日常生活支援事業者と調整の上、介護予防サービス計画または介護予防ケアプランの変更又は要支援認定の変更申請、要介護認定申請の援助等必要な支援を行います。
- ④ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

6. 緊急時及び事故発生時の対応方法

(1) 緊急時の対応方法

- ① サービス提供中に、利用者の心身状態の急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡する等の措置を講じます。また、利用者の家

族、介護予防支援事業所にも連絡させていただきます。

- ② 病状等の状況によっては、事業所の判断により救急車による搬送を要請することもあります。
- ③ 前述①、②の対応をより迅速にさせていただくため、緊急時における主治医等の連絡先の確認と、事前にご利用者またはご家族からの主治医等への相談をしておいてください。

(2) 事故発生時の対応方法

- ① 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護予防支援事業所等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。
- ② 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

(3) 非常災害時の対応方法

非常災害発生時において、他の社会福祉施設・事業所と連携を取り、協力し合うことで事業運営を継続して行えるよう努めると共に利用者の安全を確保するよう努めます。

7. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 生活相談員中山 祐貴.....

○受付時間 毎週月曜日～土曜日

8：30～17：30

○電話番号 077-510-0017

また、苦情受付ボックスをデイサービス事務所前に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

大津市役所 介護保険課	所在地	大津市御陵町3-1 電話番号 077(528)2753
滋賀県国民健康保険団体連合会	所在地	大津市中央4-5-9 電話番号 077(510)6605
滋賀県運営適正化委員会 (あんしん・なっとく委員会)	所在地	草津市笠山7丁目8-138 電話番号 077(567)4107

8. サービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	実施していない
-------	---------

9. その他

- (1) 当事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を設け、また、常に業務体制を整備しています。
- (2) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、当事業所に勤務する従業員に対し、研修の機会を確保しています。また、そのような事象が発生した場合には、速やかに大津市へ報告し解決と改善に努めるものとします。
- (3) 当事業所を運営している法人の役員及び事業所の管理者、従業員は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律[平成3年法律第77号]第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）を採用しておりません。加えて当事業所の運営について、暴力団員の支配を受けておりません。
- (4) 個人情報の保護について
ご利用者またはそのご家族等の個人情報は、正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。
ご利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関や居宅介護（介護予防）支援事業者等に対して、ご利用者またはそのご家族等に関する個人情報を提供します。この場合、あらかじめご利用者およびそのご家族の同意を得るようにします。
なお、当事業所に来られる面会者や見学者、実習生やボランティアの方々が、あるいは、外出先で出会った方々が、ご利用者をご存じであった場合などに、個人を特定されることがありますので、ご承知おき下さい。
- (5) サービス利用に当たっての留意事項
ご利用者は事業所の利用に当たって、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を本事業所の職員に連絡し、心身の状況に応じた利用を心掛けてください。

本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

長等の里 通所介護事業所

説明者

職 名 生活相談員

氏 名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。

ご本人

住 所

氏 名 印

代理人

住 所

氏 名 印

この重要事項説明書は、大津市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成 25 年 3 月 22 日大津市条例第 16 号)第 108 条(第 9 条を準用)に基づき、利用申込者、又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。